町営住宅入居者の皆様へのお願い

町営住宅を安心、安全に居住していただくために、下記事項についてご対応いただきますようお願い します。

① 私物放置の撤去について

皆様の共有部分である廊下や玄関先に傘や段ボールなどの私物が置かれているケースが 見受けられます。こうした行為は、緊急時の避難経路をふさぐことで、火災等が起きた場 合には避難の妨げとなり大変危険です。

また、段ボール、新聞紙や灯油ポリタンクなどの可燃物放置は、放火の要因となります。

つきましては、早急に共有部分にある私物の撤去をお願いします。

ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

② 窓やベランダからの子どもの転落事故防止について

窓やベランダからの子どもの転落事故は、子どもが窓枠や出窓に座っているときに網戸が外れて転落、ベランダで遊んでいるときに置いていた足場に登って手すりを乗り越えて 転落等のケースが全国的に見受けられます。

また、窓が開いている部屋で子供だけが遊んでいて発生する事例が多く見受けられます 転落事故は、窓を開けたり、ベランダに出たりする機会の増える<mark>初夏と秋</mark>に多く見られ ます。

3~4歳の子どもは、特に他の年齢と比べ、転落が多く注意が必要です。

保護者の皆様には、窓やベランダからの子どもの転落事故に注意していただくようお願いします。

※消費者庁 HP に、防止するポイントなど詳細が記載されております

<u>お問い合わせ先 : 永平寺町役場 建設課 TEL(0776)61-3948</u>